

四日市市告示第 491 号

都市公園の供用区域を変更するので、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、「別紙図面」は省略し、四日市市 都市整備部 市街地整備・公園課において縦覧する。

令和元年 8 月 23 日

四日市市長 森 智広

公園名	位置及び区域	供用開始の期日
みゆきが丘3号公園	四日市市みゆきヶ丘二丁目 1473 番 186 他	令和元年 8 月 29 日

(都市整備部 市街地整備・公園課)